APPENDIX II

ELECTRONIC OR PAPER MEDIA UTILIZED BY PARTIES FOR THE PUBLICATION OF LAWS, REGULATIONS, JUDICIAL DECISIONS, ADMINISTRATIVE RULINGS OF GENERAL APPLICATION, STANDARD CONTRACT CLAUSES, AND PROCEDURES REGARDING GOVERNMENT PROCUREMENT COVERED BY THIS AGREEMENT PURSUANT TO ARTICLE VI

[TO BE PROVIDED BY EACH PARTY AT, OR PRIOR TO, THE TIME OF THE DEPOSIT OF ITS INSTRUMENT OF ACCEPTANCE]

APPENDIX III

ELECTRONIC OR PAPER MEDIA UTILIZED BY PARTIES FOR THE PUBLICATION OF NOTICES REQUIRED BY ARTICLES VII, IX:7 AND XVI:2 PURSUANT TO ARTICLE VI

[TO BE PROVIDED BY EACH PARTY AT, OR PRIOR TO, THE TIME OF THE DEPOSIT OF ITS INSTRUMENT OF ACCEPTANCE]

APPENDIX IV

WEBSITE ADDRESS OR ADDRESSES WHERE PARTIES PUBLISH PROCUREMENT STATISTICS PURSUANT TO ARTICLE XVI:5 AND NOTICES CONCERNING AWARDED CONTRACTS PURSUANT TO ARTICLE XVI:6

[TO BE PROVIDED BY EACH PARTY AT, OR PRIOR TO, THE TIME OF THE DEPOSIT OF ITS INSTRUMENT OF ACCEPTANCE]

第明治三十種郵便物認可　平成二十六年三月十九日　水曜日

告示

○外務省告示第七十四号

日本国政府は、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」の受諾書を平成二十六年三月十七日に世界貿易機関事務局長に寄託した。

よって、同議定書は、その3の規定に従い、平成二十六年四月十八日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同議定書の受諾書を寄託する際に、同議定書の規定に基づいて次の内容を世界貿易機関事務局長に通報した。

1　政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正される政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）第六条2(a)の規定に基づき、我が国は、「法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面」について、次のとおり附属書Ⅱに掲げる。

(1)　付表1

官報又は法令全書

(2)　付表2

県報、市報若しくはこれらに相当するもの若しくは官報又は法令全書

(3)　付表3

官報若しくは法令全書又はhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html

2　改正協定第六条2(b)の規定に基づき、我が国は、「第七条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面」について、次のとおり附属書Ⅲに掲げる。

(1)　付表1

官報（紙面及びhttp://kanpou.npb.go.jp（公示が行われた日から三十日間は無償で閲覧可能）で入手可能）

(2)　付表2

県報、市報又はこれらに相当するもの

(3)　付表3

官報又はhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html

3　改正協定第六条2(c)の規定に基づき、我が国は、「締約国」が第十六条5の規定に従って調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条6の規定に従って落札に関する公示を行うウェブサイトの「アドレス」について、次のとおり附属書Ⅳに掲げる。

この協定の適用を受ける契約に関する日本国の統計は、第十六条4の規定に従って委員会に報告される。したがって、日本国は、第十六条5又は6に規定するウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、同条4の規定に基づくデータの提出に代えることとはしない。

同議定書の締約国は、平成二十六年三月十日現在、次のとおりである。

カナダ、アイスランド共和国、イスラエル国、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国、シンガポール共和国、アメリカ合衆国、欧州連合、中国香港並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域

平成二十六年三月十九日

外務大臣　岸田　文雄

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目四番三号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月八五九円（本体七九五円）　一部九五円（本体八八円）　（配送料別）